

高浜発電所 3 , 4 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に
完成しないことに関して関西電力株式会社から提出された文書について

令和 2 年 2 月 5 日
原子力規制庁

平成31年度第 5 回原子力規制委員会（2019年 4 月24日）において、原子力規制委員会は、特重施設¹が経過措置期間内に完成していない発電用原子炉施設について、使用の停止を求める方針を確認した。

また、令和元年度第36回原子力規制委員会（2019年10月16日）において、原子力規制委員会は、満了日²には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠³によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない方針等を了承した。この方針に基づき、令和元年度第39回原子力規制委員会（2019年10月30日）において、原子力規制委員会は、川内原子力発電所 1 , 2 号機に対して重ねて使用の停止を命ずることはしないこととし、今後、同様の案件において九州電力が提出した文書と同等の文書が提出された場合には、事業者から提出された文書を速やかに原子力規制委員会に報告する形で処理する方針を了承した（参考 1 参照）。

今般、別紙 1 のとおり関西電力株式会社から資料が提出されたため、上記の方針に基づき原子力規制庁から原子力規制委員会へ報告する。

[別紙・参考資料]

別紙 1 高浜発電所 3 , 4 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（2020年 1 月 2 9 日付け関原発第 4 8 1 号）

参考 1 特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について（令和元年度第39回原子力規制委員会資料 3）

¹ 特定重大事故等対処施設をいう。以下同じ。

² 経過措置期間が満了する日をいう。以下同じ。

³ 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。

関原発 第481号
2020年 1月29日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂

高浜発電所3, 4号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

高浜発電所3, 4号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 高浜発電所3, 4号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

以上

高浜発電所 3, 4 号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第25回定期検査	2020.8.2	2020.8.3
4号機 第23回定期検査	2020.10.7	2020.10.8

2 冷温停止状態の維持

経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態[※]とし、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

※ 保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード5」、「モード6」又は「モード外」にすること

3 特重施設等の使用前検査合格後の対応

特重施設等の使用前検査に合格後は、原子炉を起動し発電を再開する。

以上

特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する
九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について

令和元年10月30日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年度第36回原子力規制委員会において、原子力規制委員会は、特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間が満了する日（以下「満了日」という。）には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠¹によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない方針等を了承した。

これに関して、別紙1のとおり、令和元年度第35回原子力規制委員会において九州電力株式会社が提出するとしていた資料が提出された。

2. 今後の対応について（案）

川内原子力発電所1，2号機について、満了日には定期検査により使用を停止していることが別紙1によって明らかであるといえる。したがって、川内原子力発電所1，2号機に対して重ねて使用の停止を命ずることはしないこととしたい。

なお、今後、本件と同様の案件において、別紙1と同等の文書が提出された場合には、事業者から提出された文書を速やかに原子力規制委員会に報告する形で処理することとしたい。

[別紙]

別紙1 川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について（2019年10月23日九州電力株式会社）

¹ 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。

原 発 本 第 1 2 5 号

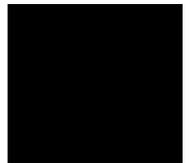
2 0 1 9 年 1 0 月 2 3 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

氏 名 九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和



川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

川内原子力発電所においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施
設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定
の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 川内原子力発電所1，2号機 特重施設等設置に係る定期検査の対応

以 上

川内原子力発電所 1, 2号機
特重施設等設置に係る定期検査の対応

1 定期検査開始日

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期検査を開始する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
1号機 第25回定期検査	2020.3.16	2020.3.17
2号機 第24回定期検査	2020.5.20	2020.5.21

2 冷温停止状態の維持

経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態とし、特重施設等の使用前検査に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

3 特重施設等の使用前検査合格後の対応

特重施設等の使用前検査に合格後は、原子炉を起動し発電を再開する。

以 上